

Z世代へのプレコンセプションケア講師派遣等実施業務委託仕様書

1 事業名

Z世代へのプレコンセプションケア講師派遣等実施業務

2 事業目的

令和4年度から不妊治療における標準的な治療は保険適用となり、治療が受けやすくなった。その一方で女性のキャリアアップ、将来設計の多様化等により、適正年齢等の正しい知識を理解していないため妊娠・出産が後回しとなり、不妊治療に至るという現状がある。当事者へのアンケート調査では、「早く正しい知識を得たかった」、「早く妊娠を考えるべきだったと後悔している」、「若い世代には早く正しい知識を知る機会が必要」等の意見が多く聞かれた。

そこで、若い世代が妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて日々の健康や生活に向き合うこと（プレコンセプションケア）ができるよう県内の学校や教育機関に講師を派遣する。

3 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

4 委託料

金2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内

5 業務内容

受託者は、上記目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 概要

ア 若い世代が妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて日々の健康や生活に向き合うこと（プレコンセプションケア）ができるよう講義を行う。

イ 講義の内容については、性教育に特化することなく、幅広く健康づくりなどの内容も織り交ぜること。なお、内容については、必要に応じて、委託者から依頼を行う。

ウ 事業の周知ならびに「プレコンセプションケア」の普及啓発を行うこと。

(2) 講義の詳細

ア プレコンセプションケア

項目	内容
実施内容	①性に関する正しい知識と命の大切さ ②将来を見据えた若者の健康づくり ③妊娠・出産の選択を含めた将来設計 等
時間・校正等	・基本型：講演50分（1授業）程度 ・オプション型：講演＋体験（妊婦体験、赤ちゃん抱っこ体験 等）
開催時期	令和8年3月まで実施

開催場所	兵庫県内各高校および大学
対象者	高校生および大学生、教員等
想定参加校	50校程度
開催方法	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの学校や活動に興味を持つ若者、企業、個人の参加を促すため、学校への来場だけでなく、オンライン配信等による受講しやすい環境・方法を提案すること ・助産師等の資格保持者による講義とすること ・参加費は原則無料とすること ・学校の要望に合わせて、対応すること。

イ 自由提案事業

上記ア以外に追加で事業を提案できる場合は、提案すること（内容等は自由に設定可。費用は委託費の中から支出すること）

(3) 参加者アンケート

参加者の年齢、属性を把握するとともに、アンケートを実施すること。アンケート内容については委託者と調整すること。

アンケート結果をとりまとめ、結果を分析すること。

(4) 成果物（実績報告書）の作成・提出

事業内容をテキスト・写真を使って分かりやすくまとめた実績報告書を作成し、事業終了後速やかに提出すること。

ア 成果物は紙ベース3部およびPDFデータで提出すること

イ 講義の会場の様子を受託者が撮影した写真等を使用すること

ウ 実績報告書内で、総事業費を整理し、事業にかかった経費の内訳等を記載すること

エ 内容には事業実施結果に加え(3)のアンケート結果に基づく成果・課題の検討を行い、次年度以降に向けた提言を盛り込むこと

6 その他留意事項

(1) 実施体制

ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。

ウ 受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、事前に委託者の承認を得ること。

(2) 秘密保持等

ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は兵庫県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその

一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。

イ 本仕様書に定めのない事項については、双方誠意をもって協議し行うものとする。

ウ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。

7 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供して

はならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

ア 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

イ 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。